

会 議 録

会議の名称		平成29年度 第1回守谷市国民健康保険運営協議会		
開催日時		平成29年6月28日(水) 開会：午後1時30分 閉会：午後2時30分		
開催場所		市役所議会棟2階 全員協議会室		
事務局(担当課)		保健福祉部 国保年金課		
出席者	委員	川崎委員, 須賀委員, 片上委員, 染谷(光)委員, 伊藤委員 貝塚委員, 森田委員, 寺田委員, 末村委員, 佐藤委員 染谷(桂)委員 計 11名		
	市職員	橋本副市長, 堀保健福祉部長, 長田保健福祉部次長兼国保年金課長, 鮎川国保年金課長補佐, 相良係長, 倉持係長, 鈴木係長, 小野係長 計 8名		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 委嘱状交付 4 会長・会長代理の選出について 5 会長あいさつ 6 報告事項 (1) 平成28年度守谷市国民健康保険事業運営状況について (2) 平成29年度守谷市国民健康保険事業運営概要について (3) 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (4) 国保制度改革移行作業スケジュールについて (5) 第2期守谷市国民健康保険データヘルス計画及び第3期守谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画について (6) その他 国民健康保険税算定誤りについて 7 その他 8 閉会		
確定年月日		会議録署名		
平成29年8月30日		会長 寺田 文彦		

審 議 経 過

1 開 会 事務局 平成29年度第1回守谷市国民健康保険運営協議会を開催する旨を宣言し、出席委員11名であり、全員の出席であることから、会議は成立する旨を報告した。なお、傍聴希望者は1名。
2 あいさつ 橋本副市長あいさつ
3 委嘱状の交付 委員11名に委嘱状を交付 任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日
4 会長・会長代理の選出について 会長に寺田委員、会長代理に染谷(桂)委員が選出された。
5 会長あいさつ 寺田会長あいさつ
6 報告事項 議事に入る前に、公開する会議録に発言者氏名を記載するかどうかを協議し、今回の会議録には、発言者氏名を記載することに決定した。 議事内容(要旨) (1) 平成28年度守谷市国民健康保険事業運営状況について 事務局 平成27年度と平成28年度の国民健康保険税収納状況として、調定額、収入済額、徴収率と前年度比較及び平成27年度と平成28年度の国民健康保険特別会計における法定外繰入の状況、保健事業である特定健康診査の推進として、集団健診の無料化と医療機関健診の導入、ジェネリック医薬品の利用促進として、同医薬品差額通知の発送や希望シールの送付、市ホームページにおけるジェネリック医薬品の周知等について説明した。 末村委員 茨城県内における守谷市の徴収率の状況について伺いたい。 事務局 守谷市は茨城県内第4位であり、第1位は美浦村の89.12%、最下位は大洗町の52.29%である。 (2) 平成29年度守谷市国民健康保険事業運営概要について 事務局 国保制度運営における納税の理解を得られるよう努め、また、国保財政の健全化や、保健事業の充実に努めること、事業内容では、国保制度の啓発として、パンフレットの配布、広報紙や市ホームページ等による制度の周知を図ること、国保財政の健全化では、レセプトの点検、ジェネリック医薬品の利用通知を行うこと、保健事業の充実にについては、人間ドックの費用助成、第2期守谷市国民健康保険データヘルス計画及び第3期守谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定に取り組むことを説明した。

(3) 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

事務局 国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減の拡大を図るもので、軽減判定の基となる所得判定額を引き上げることで軽減対象となる世帯を拡大するものであると説明した。

(4) 国保制度改革移行作業スケジュールについて

事務局 国保事業費納付金等に係る今後のスケジュールについて説明した。また、国保事業費納付金等の三つの算定方法の比較や茨城県が行った県内各市町村の算定方法に関するアンケート結果について説明した。

末村委員 三つの算定方法について、7月に決定されるとのことだが具体的内容について伺いたい。

事務局 7月に茨城県の準備委員会で協議を重ね決定することとなる。現段階では「基本的な算定」を基準に進んでいる。なお、決定された算定方法は県内全市町村に適用されることとなる。

(5) 第2期守谷市国民健康保険データヘルス計画及び第3期守谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画について

事務局 計画策定の目的として、守谷市国民健康保険被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を図るため、過去の健診データ等を活用し被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し課題を明確にするとともに、現在の計画の見直しを行い、第2期守谷市国民健康保険データヘルス計画及び第3期守谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定するものである。また、今後の策定スケジュールについて説明した。

(6) その他 国民健康保険税算定誤りについて

事務局 守谷市国民健康保険税均等割軽減判定所得の算定誤りについて、これまでの経緯を説明した。守谷市では平成22年度から平成28年度までの合計が18件あり、内訳は追加徴収が12件、還付が6件であった。地方税法の規定では、賦課が3年間まで遡り追加徴収、還付が5年間まで遡り返還となるが、還付については全件還付を行う。今後職員が個別に訪問し事情説明を行う予定であると説明した。

7 その他

8 閉会

以上 午後2時30分終了。